

保育所等入所(転所)申込に関する重要事項確認書及び同意書

※以下の事項は、保育所等の入所(転所)申込にあたり重要なことです。該当される事項をよく読み、ご理解のうえ、確認欄のすべてに☑をつけ、署名してください。**チェック漏れ、署名漏れがあった場合申込は無効となります。**

申込者全員が確認必要な重要事項	確認欄
「生駒市保育所等入所案内」をよく読み、内容について確認しました。(「生駒市保育所等入所案内」は生駒市HPからもダウンロードしていただけます。)	☐
生駒市及び広域入所を希望する市町村の広域入所の要件、手続き方法等(☆)を確認し理解しました。(☆各市町村の保育担当課にお問い合わせください。)	☐
必要な書類は、生駒市が指定する期日までに必ずご提出ください。	☐
支給認定申請書 兼 保育所等入所申込書の点線部分、太枠内すべてに記入があることを確認しました。	☐
提出書類の署名欄に署名(自署)があることを確認しました。	☐
就労証明書等、他提出書類に不備がないことを確認しました。	☐
入所希望保育所等はすべて通所可能であることを確認しました。	☐
入所後も含め、今後就労証明書等の再提出依頼並びに就労先へ状況を確認させていただくことがあります。	☐
入所後も含め、今後申込内容(就労状況・家族構成・こどもの健康状態等)に変更があった場合は、速やかに生駒市に申し出、必要書類を提出します。申し出をせず、書類が提出できない場合は、保育の実施を解除されても異議を申立てません。 ※申込内容が事実と異なる場合、入所内定の取消や退所となる場合があります。	☐
申込時の就労状況(就労先・就労日数・就労時間等)が入所後も継続するものとして選考します。入所内定後又は入所時点で、転職等により 就労状況 に変更があった場合は内定取消又は退所となる場合があります。	☐
入所希望保育所等に変更がある場合は、生駒市が指定する期日までに「保育所等入所申込に係る希望施設変更届」を生駒市まで提出してください。	☐
保育所等入所申込みを取り下げる場合は、生駒市が指定する期日までに「保育所等入所申込取下届」を生駒市まで提出してください。	☐

産前・産後休暇中にお申込みされる方が確認必要な重要事項	確認欄
申込時に必ず復職誓約書を提出してください。(提出がない場合、復職の意思が確認できないため申込無効となります。)	☐
産後休暇期間が終了した後は「□1.復職します or □2.育児休業を取得します」 (育児休業を取得する場合、育児休業開始月の月末で退所となります。(育児休業開始が1日の場合は、前月末。))	☐ 1 ☐ 2 (該当する方に☑)
復職後、生駒市が指定する期日までに必ず復職証明書を提出します。 (復職証明書の提出がない場合は、退園になります。)	☐

育児休業中にお申込みされる方が確認必要な重要事項	確認欄
申込時に必ず復職誓約書を提出してください。(提出がない場合、復職の意思が確認できないため申込無効となります。)	☐
就労証明書に記載ある育児休業期間が終了したが、保育所等の入所が決定していない場合は「□1.復職します or □2.育児休業を延長します」 ☒ 1.復職しますを選択の方 復職後は、「□1.週3日以上かつ月64時間以上認可外保育施設・一時預かり事業等を利用する □2.その他()」 ※□1を選択される場合、ひと月分(1日～末日)の利用実績ができ次第、生駒市が指定する期日までに保育施設利用証明書を提出してください。	☐ 1 ☐ 2 (該当する方に☑)
☒ 2.育児休業を延長しますを選択の方 就労証明書に記載ある育児休業終了日から1ヶ月以内に、延長された育児休業期間の記載がある就労証明書を提出してください。	☐
復職後、生駒市が指定する期日までに必ず復職証明書を提出します。 (復職証明書の提出がない場合は、退園になります。)	☐

生駒市長 宛

保育所等の入所(転所)申込にあたり、上記の内容を確認したうえで、同意します。

_____ 年 月 日

保護者①氏名(署名) _____

保護者②氏名(署名) _____